㈭　治安対策

首都直下地震は被災地域が広範囲にわたることが想定されることから、発災直後の混乱期において治安が悪化することのないよう、国〔警察庁、海上保安庁〕及び都県警察は、被災地域外からの警察官の派遣等を含む所要の警備体制の充実、警察ＯＢや地域における防犯ボランティア組織との連携による警備体制の強化を進める。

㈮　文化財保護対策の推進

首都地域には、美術工芸品を中心に国の重要文化財が多数保管されており、これらを地震災害から守ることが重要である。このため、国〔文化庁〕、都県、市町村、博物館、美術館等の文化施設管理者等関係機関は、所在情報のデータベース化、施設・設備の耐震化の促進等文化財保護のための対策を推進する。

②　津波対策

津波対策の対象とする地震は、延宝房総沖地震タイプの地震及び大正関東地震タイプの地震であるが、延宝房総沖地震タイプの地震に関しては、東北地方太平洋沖地震の震源域の南側に位置し同地震に誘発される可能性が高く、津波に強い地域構造を構築するため、海岸管理者、河川管理者等は、必要に応じて、海岸堤防等の整備・強化、既設の海岸堤防等の耐震対策、水門・陸閘等の自動化・遠隔操作化等の推進等を行うとともに、国〔農林水産省〕及び都県は、被害軽減効果も考慮した海岸防災林の整備を行う。国〔国土交通省等〕、都県、市町村等は、行政関連施設、要配慮者に関わる施設等について、できるだけ浸水の危険性の低い場所に立地するよう整備するとともに、やむを得ず浸水のおそれのある場所に立地する場合には、建築物の耐浪化等を推進する。

また、安全で確実な避難を確保するため、国は、都県による津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）に基づく津波浸水想定の設定や津波災害警戒区域の指定、沿岸市町村による都県の津波浸水想定等を踏まえた津波ハザードマップの作成・見直し及び周知を促進する。また、沿岸市町村による、津波による浸水想定区域の設定、避難対象地域の指定、既存施設の活用を含めた緊急避難場所・避難路の確保等、津波警報等の収集・伝達の方法、避難指示・勧告の具体的な発令基準、避難訓練の内容等を記載した津波避難計画の作成、津波警報等の伝達手段の多重化・多様化を促進するなど、津波からの避難体制の充実を図る。加えて、国〔国土交通省、海上保安庁〕は、航行又は係留している船舶が沖合に避難できるよう、船舶の避難海域を事前に検討し、確保する。

大正関東地震タイプの地震については、神奈川県、千葉県等で非常に短時間で津波が到達し、大きな被害が発生することが想定されているが、当面発生する可能性が低いことから、避難訓練の実施等のソフト対策など今から取り組むことのできる対策を講じつつ、中長期的視野に立ったまちづくりの観点から、海岸堤防等の整備、津波避難ビルなどの緊急避難場所の整備、避難路の確保等について、地域のコンセンサスを得ながら進めていくこととする。

③　円滑かつ迅速な災害応急対策、災害復旧・復興への備え

ア　一人でも多くの命を救うための防災関係機関相互の連携による災害応急体制の整備

首都直下地震が発生した場合、広域かつ甚大な被害の発生が想定され、国の各行政機関を始めとする防災関係機関の役割分担と活動内容について、具体的に定めておくことが必要不可決である。このため、国は、防災基本計画のほか、東京都及び首都圏各県、指定公共機関等と連携して、首都直下地震が発生した場合に、各防災関係機関が直ちに活動を開始し、災害応急対策活動を円滑かつ迅速に実施するため、各防災関係機関の実施すべき災害応急対策活動に当たる部隊の活動規模、緊急輸送ルート、防災拠点等を具体的に定める計画（以下「具体計画」という。）を作成し、国と地方公共団体等が一体的に災害応急対策を実施できる体制を綿密に構築しておくものとする。また、国、都県、市町村等の各防災関係機関は、防災基本計画及び具体計画を踏まえ、それぞれの機関の役割に応じた具体的な行動を明確化し、たゆまぬ訓練の実施を含め体制の整備に努めるものとする。この際、首都直下地震の被害の様相に鑑み、特に、以下の点について明確にするよう留意するものとする。

・　深刻な道路交通麻痺へ対応するための各機関が行うべき道路啓開、放置車両の処理及び交通制御の手順や役割
・　大規模な延焼火災に対応するための全国からの消火部隊その他救助・救急・医療部隊の被災地での迅速な展開の体制
・　膨大な傷病者に対応するための医療機関の早期復旧、臨時医療施設の開設、地域内搬送手段の多様化、広域医療搬送などの緊急時の医療活動体制の構築
・　膨大な数の避難者等へ対応するための正確な情報発信、疎開・自主帰省の促進、目に見えにくい膨大な自宅避難者等への対応及び都県域を超える広域一時滞在の手続の具体化
・　物資の絶対的な不足に対応するための国及び地方公共団体による救援物資の調達・供給に関する体制の構築とルールの明確化、店舗販売の早期再開のためのインフラ・ライフラインの復旧、物資輸送車両の通行確保や優先給油の仕組み等の構築
・　国と都県等が一体となって災害応急対策を実施するための政府現地対策本部の被災都県庁への設置、都県の災害対策本部との連携、情報共有のためのシステム、地方公共団体への連絡要員（リエゾン）の派遣等の体制の構築

また、国は、緊急消防援助隊、警察災害派遣隊、自衛隊、海上保安庁の部隊、災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）、緊急災害対策派遣隊（ＴＥＣ－ＦＯＲＣＥ）などによる災害応急体制の充実・強化を図る。加えて、国〔内閣府、消防庁等〕は、地方公共団体による他の地方公共団体との更なる相互応援協定の締結促進など、広域的な応援体制の充実・強化を促進する。さらに、国、都県、市町村、防災関係機関及び関連事業者は、広域的な活動を連携して円滑に行うため、応急対策活動に関する検討を行い、必要な事項について標準化を進める。

イ　道路啓開と道路交通渋滞対策

首都直下地震発生時においては、深刻な道路交通麻痺が発生し、消火活動、救命・救助活動等に著しい支障が生じる可能性があるが、災害応急対策活動等を迅速に行うためには、速やかな緊急交通路、緊急輸送道路等の確保が必要不可欠である。

このため、国〔国土交通省〕は、道路管理者が民間団体等と協定を締結するなどにより、各機関が最適な道路啓開を実施するための優先順位や資機材投入等、発災時に円滑な調整を行う仕組みを構築することを促進する。また、国〔内閣府、警察庁、国土交通省〕、都県及び市町村は、走行中の一般車両に対する適切な規制・誘導、放置車両の円滑な処理について、国民の理解と協力を促すとともに、一般車両を極力利用しないことの徹底について啓発活動等を行う。

ウ　同時多発の市街地火災への対応

木造住宅密集市街地が広域的に連担している地区等における同時多発の市街地火災に対応し、被害を最小限に抑えるため、国〔内閣府、消防庁〕、都県及び市町村は、地方公共団体間の応援体制の構築や緊急消防援助隊の充実・強化などにより、首都圏のみならず全国からの消火部隊を被災地に展開させる体制の構築を進める。

エ　救命・救助、災害時医療機能の強化

首都直下地震により、多数の負傷者や自力脱出困難者が発生することが想定されることから、国〔消防庁、警察庁、海上保安庁、防衛省〕、都県及び市町村は、救命・救助のための要員の確保・育成や必要資機材の配備、活動拠点の確保等の体制の充実を図る。

発災直後における救命・救助活動を行うに当たっては、被災地域内の近隣の住民の協力が不可欠であることから、自身の安全確保を前提としつつ、住民、自主防災組織、地域の企業等が協力しあって救命・救助活動を行う体制の充実に努める。